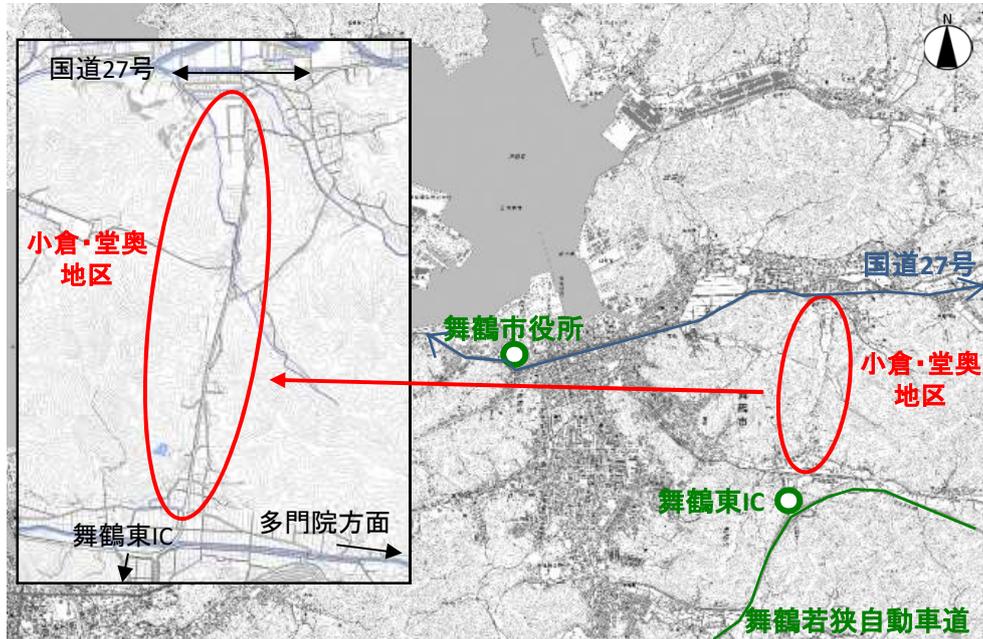


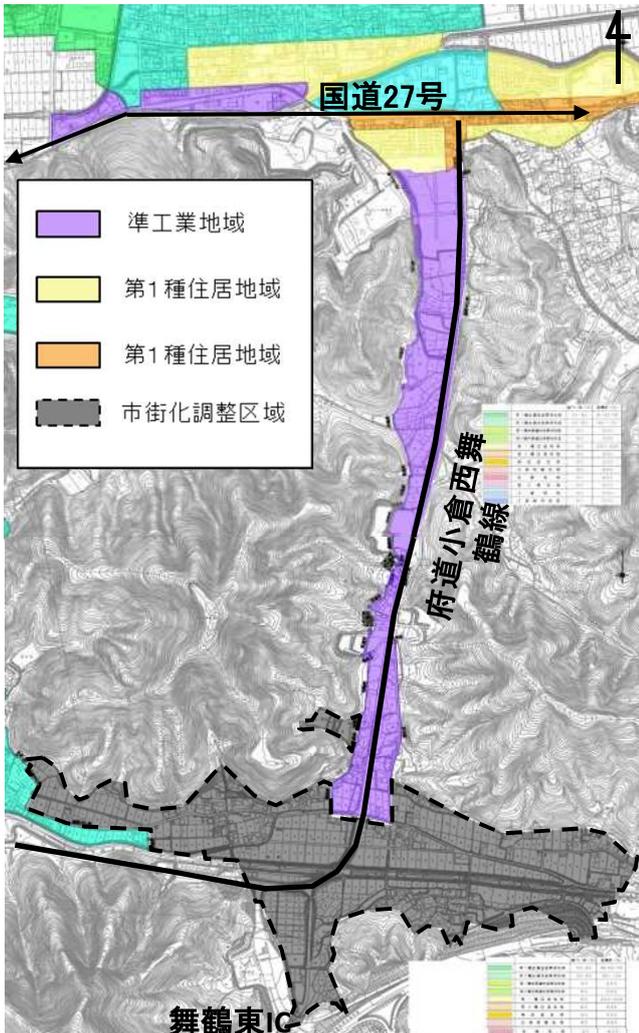
舞鶴市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正【改正概要】

1-① 追加する地区計画(小倉・堂奥地区)

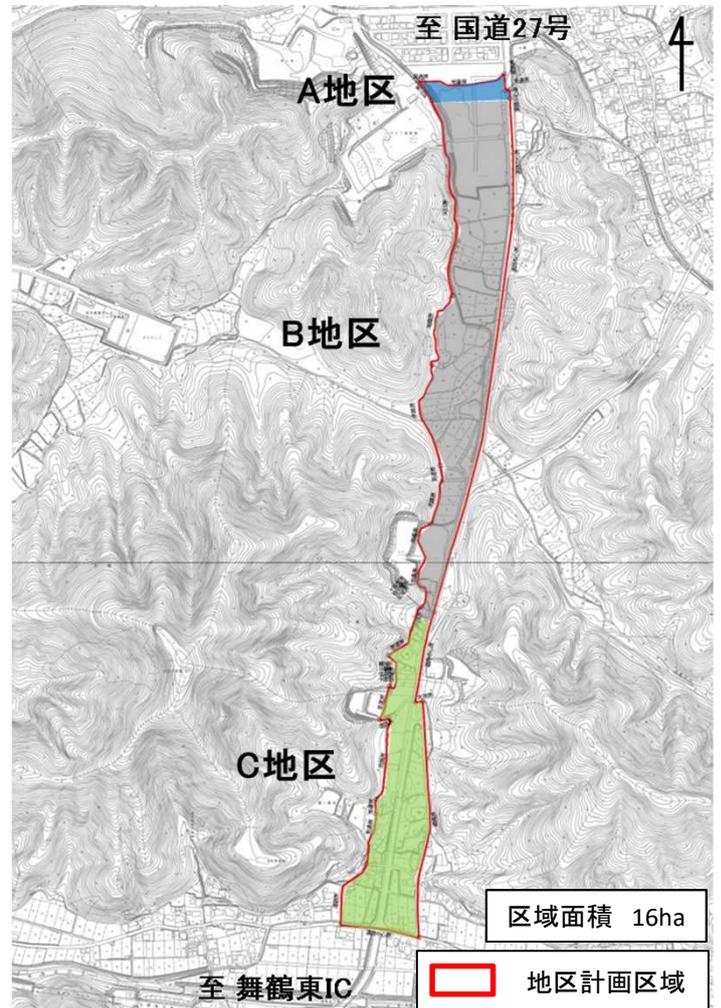
【図-1】地区計画位置図



【図-2】小倉・堂奥地区 用途地域図



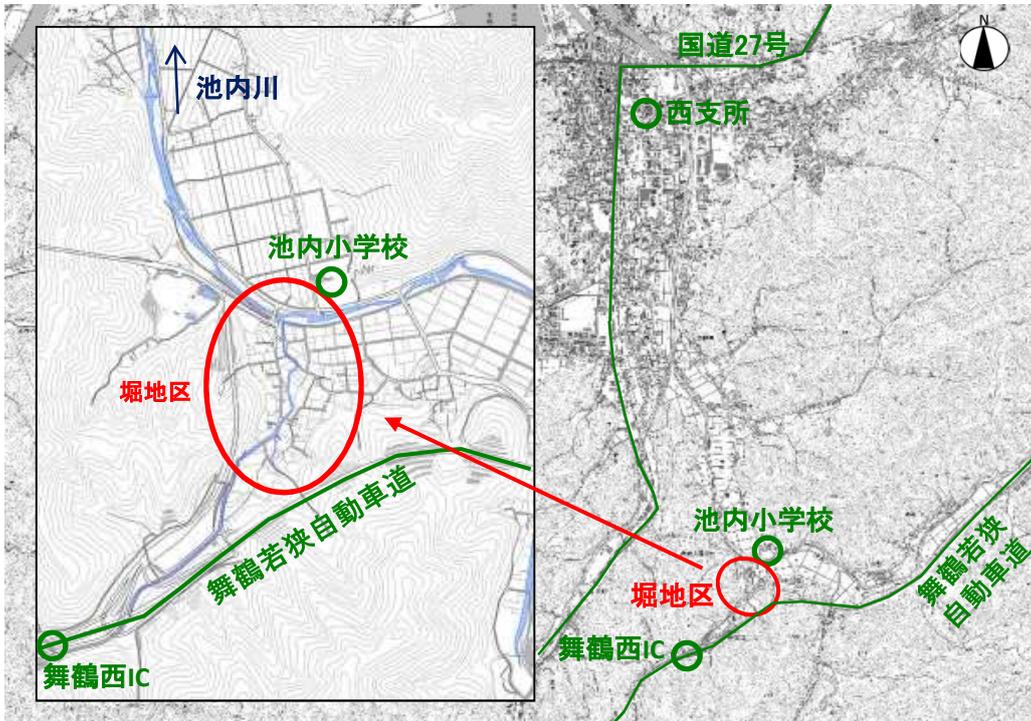
【図-3】地区計画区域図



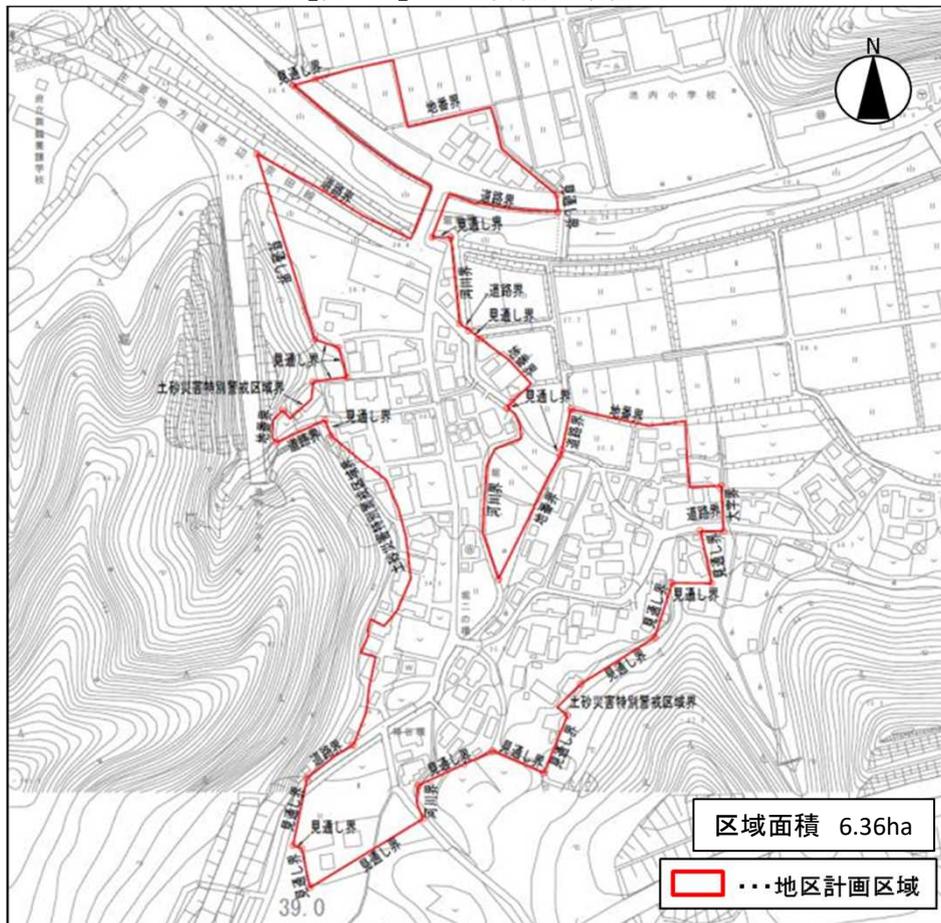
舞鶴市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正【改正概要】

1-② 追加する地区計画(堀地区)

【図-4】 地区計画位置図



【図-5】 地区計画区域図



2. 条例において定める地区計画の内容

[表1]建築物の用途の制限【小倉・堂奥地区】

○:建てられる用途、×:建てられない用途、△:建てれるが条件(床面積・階数・原動機等)がある用途		A 地区	B 地区	C 地区
住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿		○	○	○
兼用住宅で非住宅部分床面積が50㎡以内かつ 建築物の延べ面積の1/2未満のもの		○	○	○
店舗等		○	○	○
事務所等		○	○	○
ホテル・旅館		○	○	○
遊戯施設 風俗施設	ホーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティング練習場等	○	○	×
	カラオケボックス等	○	○	×
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所・場外車券売場等	○	○	×
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等	○	○	×
	キャバレー、料理店等	×	○	×
	個室付き浴場等 ヌードスタジオ ストリップ劇場等	×	×	×
公共施設 病院 学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○
	大学、高等専門学校、専修学校等	○	○	○
	図書館等、巡査派出所、公衆電話所等	○	○	○
	神社、寺院、教会等	○	○	○
	病院	○	○	○
	公衆浴場、診療所、保育所、老人福祉ホーム、等	○	○	○
	老人福祉センター、児童厚生施設等	○	○	○
	自動車教習所	×	○	×
工場 倉庫等	単独車庫(附属車庫を除く)	○	○	○
	建築物附属自動車車庫	○	○	○
	倉庫業倉庫	○	○	○
	畜舎	×	○	×
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服屋、畳屋、建具屋、自転車店等 で作業場の床面積が50㎡以内	○	○	○
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	△1	○	△2
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	△1	○	×
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	○	×
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×
	自動車修理工場	△3	○	△4
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設(火薬20kg等)	○	○
量が少ない施設(火薬50kg等)		○	○	×
量がやや多い施設(火薬20t等)		×	○	×
量が多い施設		×	×	×

△1: 作業場床面積150㎡以内(原動機・作業内容に制限あり)

△2: 作業場床面積50㎡以内(原動機・作業内容に制限あり)

△3: 作業場床面積300㎡以内(原動機の制限あり)

△4: 作業場床面積150㎡以内

[表2] 建築物の用途の制限【堀地区】

本条例の建築物の用途の制限 (以下の建築物以外は建築してはならない)	地区計画策定後	従前(市街化調整区域) の建築制限
(ア) 農林漁業用建物若しくは農林漁業者の居住用建築物又は公益上必要な建築物	○	○
(イ) 一戸建専用住宅(自己の居住用のもの)	○	△
(ウ) 共同住宅、寄宿舎又は下宿	○	×
(エ) 一戸建兼用(延べ面積の2分の1以上が居住用で、かつ(ケ)から(シ)までに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が50㎡以下のもの)	○	△
(オ) 神社、寺院、教会等	○	○
(カ) 老人ホーム、保育所、福祉ホーム等	○	△
(キ) 老人福祉センター、児童厚生施設等	○	△
(ク) 診療所又は助産所	○	△
(ケ) ホテル又は旅館	○	×
(コ) 当該地区整備計画区域の周辺の居住者の日常生活のため必要な物品加工、修理等の業務を営む店舗、事業場等	○	○
(サ) 物品販売業を営む店舗又は飲食店	○	×
(シ) 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋等	○	×
(ス) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房	○	×
(セ) 集会所	○	○
(ソ) 農林水産物の処理、貯蔵又は加工に必要な施設	○	○
(タ) (ア)から(ソ)までの建築物に附属するもの	○	○

△:「主に地域住民が利用するもの」等の制限があり、府の許可を受けなければなりません。
市街化調整区域では、原則、農林漁業従事者の住宅などしか建築することができません。

[表3] 建築物のその他の制限

	地区計画策定後	従前(市街化調整区域)
容積率の最高限度	10分の20	10分の20
建ぺい率の最高限度	10分の6	10分の6
建築物の敷地面積の最低限度	100㎡	なし
高さの最高限度	10m	なし